

第5次坂戸市行政改革大綱行政改革アクションプランの見直し方針

1 行政改革の必要性

(1) これまでの行政改革の取組状況

本市の行政改革の取り組みは、昭和56年の第1次行政改革に始まり、現在の第5次行政改革に至っている。第1次、第2次行政改革では主にコスト削減に重点を置き、第3次行政改革では地方分権時代を背景に、分権型社会の実現を目指した構造的改革を進めてきた。第4次行政改革では、国の要請を受け策定した集中改革プランを包含するなど財政健全化に向けた抜本的な行財政改革を進め、市民の政策形成への参画や職員定数の削減、民間委託等の推進が図られたところである。

平成24年度からの第5次行政改革においては、第6次坂戸市総合振興計画基本構想との整合を図り、大綱の理念として「参加と協働による質の高い行政経営のまち」を掲げている。また、「市民と行政との協働体制の確立」、「効率的な自治体運営」、「市民満足度の向上」の三つを基本方針として、最小の経費で最大の効果をあげるとともに市民満足度の向上を図るため、行政改革アクションプランに定めた項目に取り組み、組織のスリム化や事務の効率化、市民との協働による事業の推進など一定の成果を上げているところである。

第5次行政改革大綱

理 念	「参加と協働による質の高い行政経営のまち」
基本方針	「市民と行政との協働体制の確立」 「効率的な自治体運営」 「市民満足度の向上」

(2) 本市を取巻く課題

① 人口減少社会

平成28年3月に策定した「坂戸市人口ビジョン」によると、平成22年を起点とした本市の展望人口は平成32年には1,414人減、平成42年には5,188人とその後も大きく減少が見込まれている。人口の減少は、税収の減少や扶助費の増加など財政状況に大きな影響を及ぼすこととなる。

② 公共施設の老朽化

平成27年4月に策定した「坂戸市公共施設等マネジメント計画」によると、本市は1970年代に急激な都市化に対応するため多くの公共施設が建設され、更新時期が一斉に迎えることとなり、公共施設の更新・改修には膨大な経費が必要となる。今後、公共施設のあり方については、市民と問題意識を共有しながら検討する必要がある重要な課題である。

③ 財政状況

本市の財政状況は、平成 20 年度を底に改善が進んでいる一方で、今後は生産年齢人口の減少や高齢化の進展により、本市の税収の大部分を占める個人市民税や固定資産税が伸び悩み、あるいは減少を続けることが見込まれる。

また、高齢化の進行による扶助費の増加が続くとともに、年々減少を続けてきた公債費が増加に転じており、社会資本整備においても、ファシリティマネジメントの視点から公共施設改修を計画的に進めていくことにより、この先さらなる多額の経費を要することが見込まれる。さらに、基金残高の減少や公債費の増加等の懸念のある中、健全な財政運営を維持するためには、引き続き歳入歳出の見直しによる行財政改革を強力に推し進める必要がある。

④ 地方行政改革の動向

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定し、その方針に基づき、総務省からは「厳しい地方財政状況の状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要」として、平成 27 年 8 月 28 日付の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」において、主な留意事項として次の項目が示された。

第 1 行政サービス改革の推進に関する主要事項について

- 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
 - (1) 民間委託等の推進
 - (2) 指定管理者制度等の活用
 - (3) 地方独立行政法人制度の活用
 - (4) BPR の手法や ICT を活用した業務の見直し(特に窓口業務の見直し及び商務業務の集約化)
- 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大
- 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化
- 4 地方自治体の財政マネジメントの強化
 - (1) 公共施設等総合管理計画の策定促進
 - (2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進
 - (3) 公営企業会計の適用の推進
- 5 PPP / PFI の拡大

第 2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形で公表し、これらに沿った行政サービス改革の推進が求められている。

2 これからの行政改革に対する本市の考え方

(1) 行政改革アクションプランの見直しについて

第5次行政改革大綱に基づく行政改革アクションプランの計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間（平成27年5月27日市長決裁にて4年間から5年間に変更）であり、本年度が前期計画の最終年度となる。そのため現行のアクションプランを見直し、平成29年度から平成33年度までの5年間を後期計画期間とする新たな行政改革アクションプランの策定が必要である。

今回の見直しは、引き続き第5次行政改革大綱の基本方針の実現を目指すものであり、基本的には、前期アクションプランを踏襲しつつ、上記の総務省通知に掲げられた事項及び「坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を考慮した取組項目の見直しを行うものとする。

(2) 計画期間

新たに策定する行政改革後期アクションプランは、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする。

3 見直し方法

行政改革推進本部、行政改革推進本部幹事会において、行政改革アクションプラン取組項目の検討を行うとともに、市民参加条例に規定される市民参加を図りながら、行政改革アクションプランを見直すものとする。

なお、坂戸市行政改革推進本部設置規定で規定される推進部会及び専門部会については、必要に応じて開催するものとする。

4 議会への対応

議会に対しては、平成28年12月議会において行政改革後期アクションプラン（案）を示すこととする。議会に示した後、市民参加手続きを経て策定した行政改革後期アクションプランを3月議会において報告する。

5 市民参加の方法

行政改革後期アクションプランについては、市民の理解と協力を得るため、坂戸市市民参加条例に基づいた市民参加の手続きを行う。

(1) 行政改革推進審議会（市民参加条例第11条第1項第1号）

坂戸市行政改革推進審議会条例第3条の規定に基づき、委員を組織し、市民の代表者として公募委員及び団体からの推薦、市内企業の代表者等にて審議会を組織する。（後日起案予定、公募委員の募集については、6月1日号にて掲載予定）

(2) 市民コメント（市民参加条例第 11 条第 1 項第 3 号）

行政改革後期アクションプラン（案）について、平成 28 年 12 月議会後に市民参加条例第 14 条に規定する手続きを行う。

6 スケジュール

別紙のとおり

7 公表

行政改革後期アクションプラン策定後、市の広報誌及びホームページへの掲載及び窓口での供覧を行う。